# 島根県屋外広告物条例のあらまし


１．屋外広告物とは　・・・　１
２．屋外広告物の種類　・・・　１
３．規制地域の考え方　・・・　３
　　３-１．禁止地域の基準・・・　４
　　３-２．許可地域の基準・・・　７
４．禁止広告物・禁止物件　・・・１３
５．適用除外　・・・１４
６．許可手続　・・・１５
７．屋外広告業の登録　・・・１６


令和６年 12 月

島根県土木部都市計画課

## １．屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、はり紙、はり札、広告塔、広告板などの典型的なものだけでなく、ネオンサイン、アドバルーン、建築物の外壁に直接表示されるもの等の屋外で公衆に表示されるものをいいます。

その目的も商業広告だけでなく案内板やシンボルマークまで広く含むものです。

なお、外から見えるものであっても建物の内部に表示されているものは含まれません。

次の要件のすべてを満たせば屋外広告物となります。

一．常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。

二．屋外で表示されるものであること。

三．公衆に表示されるものであること。

四．看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

## ２．屋外広告物の種類

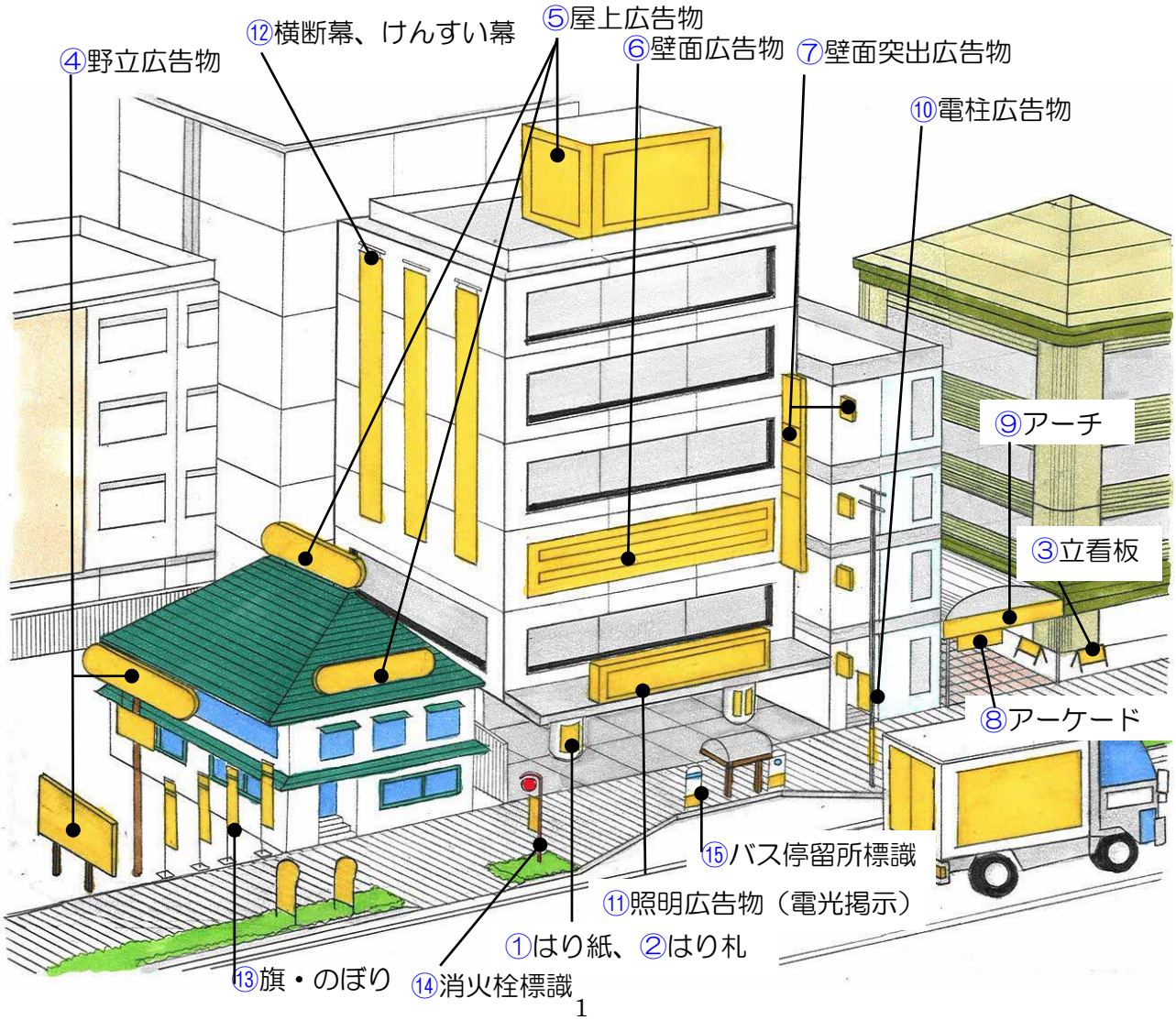

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| ①はり紙 | ポスター、ちらしの類で、建物等にはりつけて表示するもの |
| ②はり札 | ベニヤ板等の板類に紙その他のものをはり、又は直接塗装・印刷をして、工作物などにひも、針金等でつるし、又はくくりつける等容易に取り外せる状態で取り付けてあるもの |
| ③立看板 | 板類に紙貼り等をしたもので、容易に取り外せる状態で立てられ、又は工作物等に立てかけられたもの |
| ④野立広告物 | 支柱又は2以上の足をもって地上に設置する建植看板及び広告塔 |
| ⑤屋上広告物 | 建築物の屋根又は屋上を利用して設置され表示されるもの |
| ⑥壁面広告物 | 建築物の壁面に直接表示されるもの |
| ⑦壁面突出し広告物 | 建築物の壁面を利用して設置され、突き出して表示されるもの |
| ⑧アーケード | アーケードにつり下げられて表示されるもの |
| ⑨アーチ | 道路を横断する形で設置されたアーチに表示されるもの |
| ⑩電柱広告物 | 電柱等の支柱類を利用した突き出し又は巻き付け |
| ⑪照明広告物 | 照明装置を利用して表示するもの |
| ⑫横断幕、けんすい幕 | 幕類で建築物等を利用して表示するもの |
| ⑬旗・のぼり | 支柱に布等を取り付けて表示するもの |
| ⑭消火栓標識 | 消火栓標識に取り付けて表示するもの |
| ⑮バス停留所標識 | バス停留所標識に取り付けて表示するもの |

(注)上記表の広告物の区分名は、正式名称を分かりやすく言い換えたものです。広告物の区分の正式名称は、島根県屋外広告物条例施行規則別表第3で確認してください。



## ３．規制地域の考え方

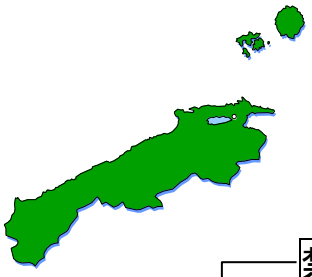

県内全域
- 禁止地域　広告物を掲出できない地域（適用除外等を除く）
- 許可地域　許可を得れば広告物を掲出できる地域

**（注）松江市の区域は、松江市屋外広告物条例が適用されますので、松江市屋外広告物条例をご確認ください。**

### ■広告物の区分

**自家用広告物**

自己の氏名、名称、事業又は事業の内容を表示するため、自己の住所、営業所、事業所の敷地内に表示する広告物。

**非自家用広告物**

自家用広告物以外の広告物。

- **案内用広告物以外の広告物**
- **案内用広告物（特定・特認）**

特定･･･自己の住所、事業所又は営業所に係る名称、距離又は方向のみを表示するもの。

特認･･･町内会の住宅案内図、県内主要観光地の名称、距離、方向のみを表示するもの。

**管理用広告物**

自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物。

### ■許可の概要

| | 禁止地域 | 許可地域 |
|---|---|---|
| 自家用広告物 | △ | ○ |
| 非自家用広告物 | × | ○ |
| 案内用広告物 | △ | ○ |
| 管理用広告物 | △ | ○ |

○設置可能

△　適用除外又は許可の基準内であれば設置可能だが、
　　許可地域と比べて面積要件が厳しい

×　設置不可

## ３－１．禁止地域の基準

禁止地域には、**原則として広告物は表示できません**が、自家用広告物や案内用広告物及び管理用広告物については、小規模なものは適用が除外され表示できる場合があります。

### 自家用広告物

壁面広告物や野立広告物等の表示面積の合計が７㎡以内であること。

### 案内用広告物（特定・特認）

大きさ、高さ、色彩については次表のとおりであること。(要許可)

### 管理用広告物

管理用広告物の表示面積の合計が７㎡以内であること。



## 禁止地域の許可基準

| | |
|---|---|
| **特定案内用広告物（野立広告物）**<br>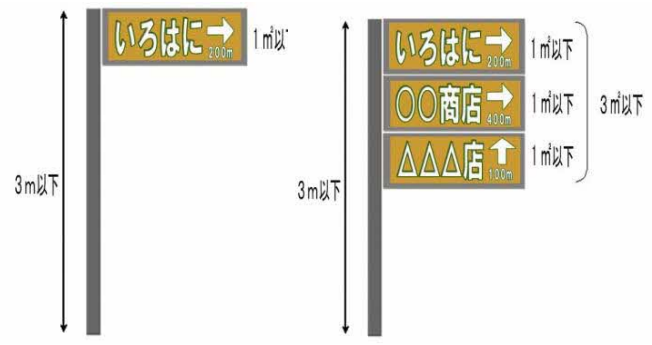<br><br>単独　　集合 | ・自己の住所、事業所又は営業所（以下「事業所等」という。）に係る名称、距離又は方向のみを表示するもの。<br><br>・大きさ　１表示面につき１㎡以内。<br>ただし、集合広告物は各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ１㎡以内、かつ、総表示面積が３㎡以内（両面で６㎡以内）。<br>・高さ　地表から上端まで3m以内。ただし道路占用許可を受けて設置するものは占用許可の基準による。<br>・個数　１事業所等につき特認案内用広告物（野立広告物）とあわせて４個以内 |
| **特認案内用広告物（野立広告物）**<br><br> | ・町内会の住宅案内図、県内主要観光地(※)の名称、距離、方向のみを表示するもの。<br>・大きさ　表示面の合計７㎡以下<br>・高さ　地表から上端まで5m以内<br>・けばけばしい色彩でなく、周辺の景観と調和していること(※)。<br>・個数　１事業所等につき特定案内用広告物（野立広告物）と合わせて４個以内。 |
| **特定案内用広告物（野立広告物以外）** | 自己の住所、事業所又は営業所（以下「事業所等」という。）に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであること。<br>１表示面につき１㎡以内。ただし、集合広告物は各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ１㎡以内、かつ、総表示面積が３㎡以内。<br>広告物の種類に応じた許可基準を満たすこと。 |
| **特認案内用広告物（野立広告物以外）** | ・町内会の住宅案内図、県内主要観光地(※)の名称、距離、方向のみを表示するもの。<br>・大きさ　表示面の合計７㎡以下<br>・けばけばしい色彩でなく、周辺の景観と調和していること(※)。 |

※「県内主要観光地」…「島根県観光動態調査」の調査対象地点

※「けばけばしい色彩でない」…「しまね景観色彩ガイドライン」の推奨色

## 禁止地域

1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域及び伝統的建造物群保存地区（都市計画法）
2. 条例により制限を受ける準景観地区のうち、知事が定める区域（景観法）→未指定
3. 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が定める区域（景観法）→未指定
4. 重要文化財等の周囲で知事が定める区域、史跡名勝天然記念物等に指定された地域（文化財保護法）
5. 県指定有形文化財に指定された建造物の周囲で知事が定める地域、県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域（島根県文化財保護条例）
6. 保安林のうち次の区域（森林法）
   - ・出雲大社風致保安林の区域
   - ・鰐渕寺風致保安林の区域
   - ・一畑寺風致保安林の区域
   - ・蟠竜湖風致保安林の区域

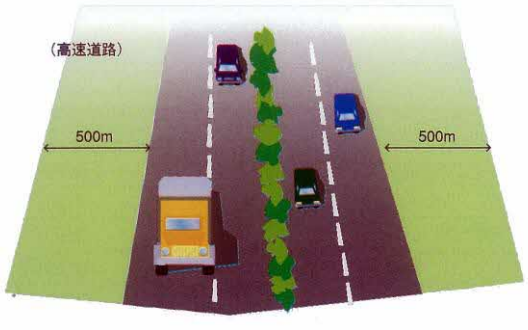


7. 国立公園・国定公園の区域（自然公園法）
8. 県立自然公園の区域（島根県立自然公園条例）
9. 自然環境保全地域（自然環境保全法）
10. 島根県自然環境保全地域（島根県自然環境保全条例）
11. 宍道湖景観形成地域（近隣商業地域及び商業地域を除く。）
    （ふるさと島根の景観づくり条例）
12. 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）及び鉄道の知事が定める区間
13. 道路又は鉄道に接続する地域で知事が定める区域（高速自動車国道又は一般国道 9 号の自動車専用道路の区間から展望できる両側 500m の区域（市街化区域、用途地域、おおむね 10 以上の家屋が連たんする地域を除く。））
14. 国道 314 号（出雲坂根駅前から稚児ヶ池トンネルまでの間に限る。）の道路及び道路の両側 300mの区域
15. 出雲空港の区域、隠岐空港の区域、石見空港の区域
16. 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場

## ３－２．許可地域の基準

禁止地域以外の地域

### 自家用広告物

壁面広告物や野立広告物等の表示面積の合計が 10 ㎡以内は許可不要。

### 非自家用広告物

自家用広告物以外の広告物。

**案内用広告物以外の広告物**

**案内用広告物（特定・特認）**

大きさ、高さ、色彩については次表のとおりであること。(要許可)

### 管理用広告物

管理用広告物の表示面積の合計が 10 ㎡以内は許可不要。

### 許可の期間

3 年以内の必要な期間で許可します。
ただし、簡易広告物等については、1 年以内の必要な期間で許可します。
（簡易広告物等…はり紙、はり札、立看板、横断幕及びけんすい幕、旗及びのぼり）

### 許可地域の基準

| 区　分 | 基　準 |
|---|---|
| **①はり紙**<br> | 1 枚につき 1.5 ㎡以内 |
| **②はり札**<br>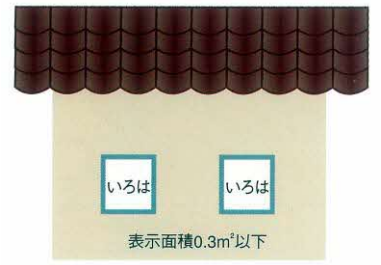 | 1 枚につき 0.3 ㎡以内 |

## ③立看板

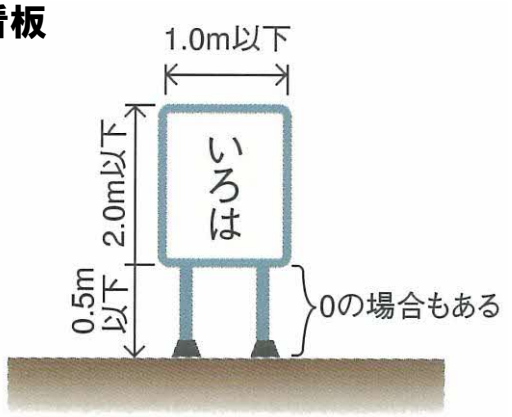


・表示面の大きさ　縦２ｍ横１ｍ以内
・脚部の高さ　0.5m以内

## ④-1 野立広告物（自家用）

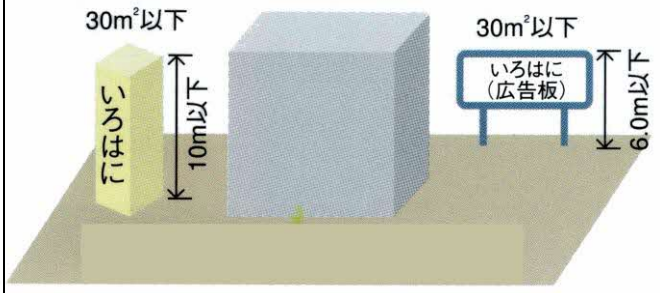


・表示面の大きさ　30 ㎡以内
・高さ
広告板　地表から上端まで６ｍ以内
広告塔　地表から上端まで 10m以内
（広告塔は、表示面の厚さが表示面の幅の６分の１以上のもの）

| | | 1個の面積 | 総面積 |
|---|---|---|---|
| 相互間距離 | 100m以上 | 30㎡以内 | 規制なし |
| | 100m未満 | 30㎡以内 | 30㎡以内 |

## ④-2 野立広告物（非自家用）

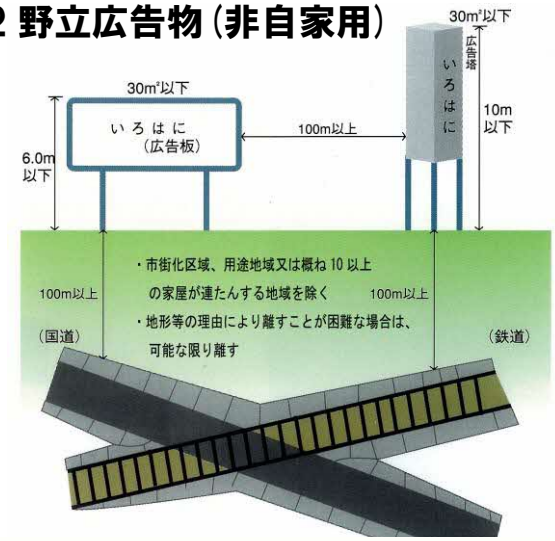


・相互間距離 100m以上
・大きさ　30 ㎡以内
・高さ
広告板　地表から上端まで６ｍ以内
広告塔　地表から上端まで 10m以内
・国道、鉄道からの距離原則100m以上

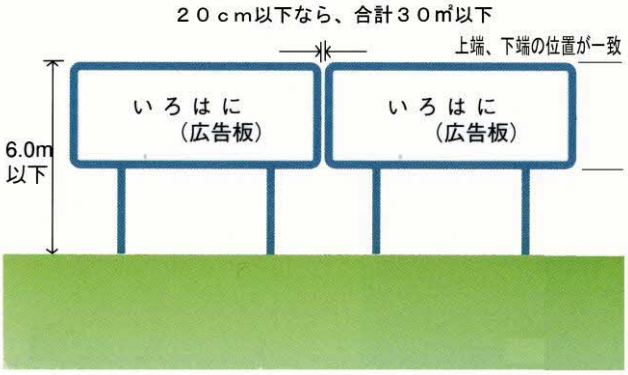


・複数の広告物の相互間の距離が20cm以内かつ表示面積の合計が30㎡以内かつ表示面の地表からの高さの上端及び下端の位置が一致する場合は一体の広告物とみなす

## ④-3 特定案内用広告物（野立広告物）

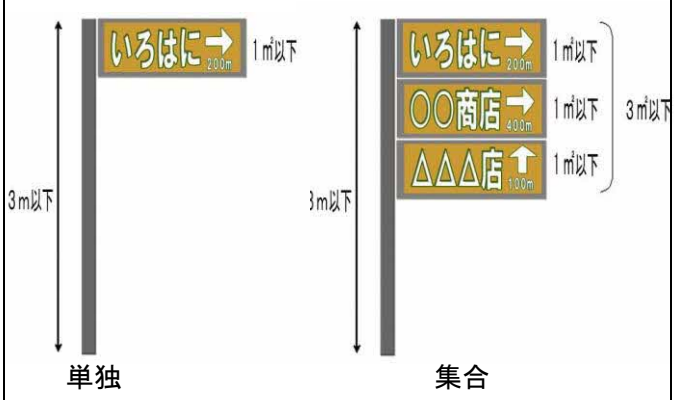


・自己の住所、事業所又は営業所に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであること
・大きさ　１表示面につき１㎡以内。
ただし、集合広告物は各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ１㎡以内、かつ、総表示面積が３㎡以内（両面で６㎡以内）。
・高さ　　地表から上端まで３m以内。
・１事業所等につき特認案内用広告物（野立広告物）と合わせて４個以内。

## ④-4 特認案内用広告物（野立広告物）




・町内会の住宅案内図、県内主要観光地（※）の名称、距離、方向のみを表示するもの
・大きさ　表示面の合計 10 ㎡以内
・高さ　　地表から上端まで５m以内
・１事業所等につき特定案内用広告物（野立広告物）と合わせて４個以内
・けばけばしい色彩でなく、周辺の景観と調和していること（※）

## ⑤屋上広告物

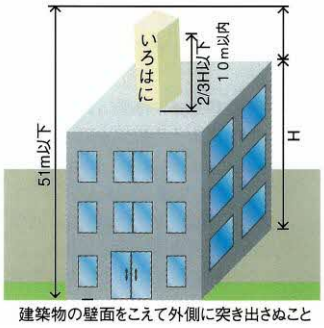


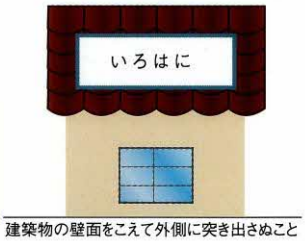


・１棟につき１個
・１表示面につき 100 ㎡以内かつ表示面の合計 400 ㎡以内
・地表から上端まで 51m以内
・広告物の高さは、設置する建築物の高さの３分の２以内かつ 10m 以内
・建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと

## ⑥壁面広告物

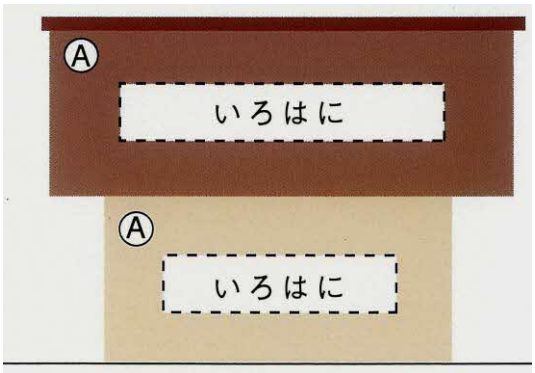


| | 屋根又は壁面の1面の面積 | 表示面の限度 |
|---|---|---|
| 大きさ | 500㎡未満 | ・屋根又は壁の2分の1以内<br>・20㎡以内 |
| | 500㎡以上～1,000㎡未満 | 20㎡＋（壁面面積－ 500㎡）×4% |
| | 1,000㎡以上 | 40㎡＋（壁面面積-1,000㎡）×1% |

**※左図の場合（500 ㎡未満）の適用の仕方は、**
**・屋根の広告物…屋根面積の 2 分の 1 以内**
**・壁面の広告物…壁面面積の 2 分の 1 以内**
**・屋根の広告物の面積と壁面の広告物の面積の合計…20 ㎡以内**
**となる。**

※「県内主要観光地」…「島根県観光動態調査」の調査対象地点
※「けばけばしい色彩でない」…「しまね景観色彩ガイドライン」の推奨色

| | |
|---|---|
| **⑦壁面突き出し広告物**<br>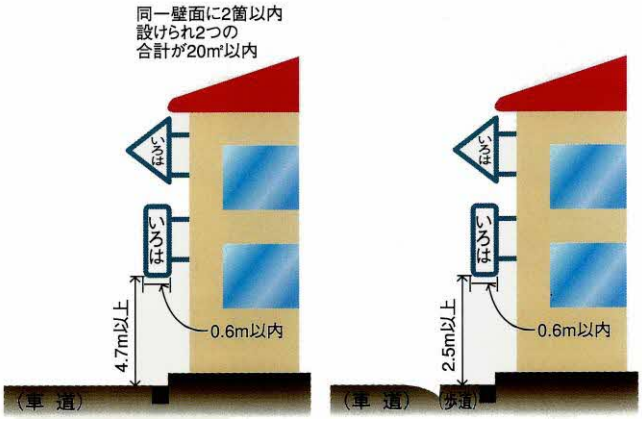 | ・1 壁面につき 2 個以内<br>・1 壁面につき 20 ㎡以内<br>・車道　地表から下端まで　4.7m 以上<br>・歩道　地表から下端まで　2.5m 以上<br>・道路境界線から突き出す長さ 0.6m 以内 |
| **⑧アーケード**<br>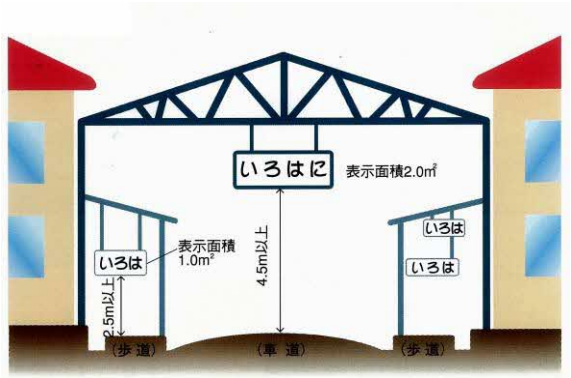 | ・大きさ　車道　2 ㎡以内<br>歩道　1 ㎡以内<br>・高さ<br>車道　地表から下端まで 4.5m 以上<br>歩道　地表から下端まで 2.5m 以上 |
| **⑨アーチ**<br>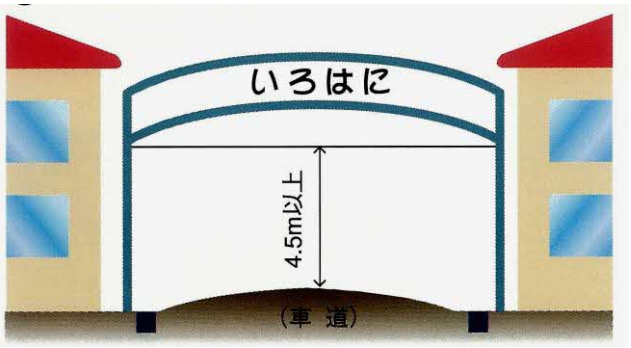 | ・大きさ　30 ㎡以内<br>・高さ　地表から下端まで 4.5m 以上<br>・位置　幅員 20 メートル未満の道路 |

## ⑩電柱広告物、街灯柱等

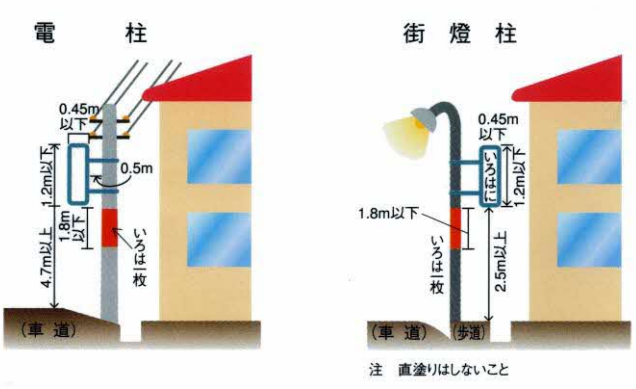


・個数　突出し　　１本につき１個
　　巻付け　　１本につき１個
・大きさ
　突出し　　縦 1.2m 横 0.45m 以内
　巻付け　　縦 1.8m 以内
・突出しの高さ
　車道　地表から下端まで　4.7m 以上
　歩道　地表から下端まで　2.5m 以上
・突出しの取り付け部分の長さ
　　0.5m 以内
・直塗りしないこと

## ⑪照明広告物

照明装置を利用して表示するもの

・広告物の種類に応じた各基準を満たすこと
(③～⑩号及び⑫号の項による)

## ⑫横断幕及びけんすい幕

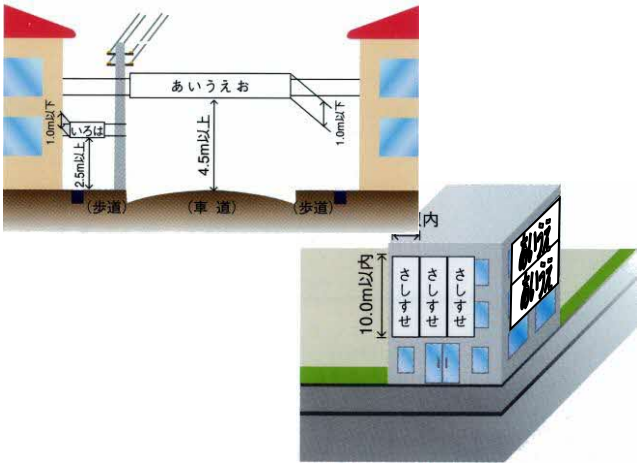


| | | |
|---|---|---|
| 大きさ | 横断幕 | 幅１ｍ以内 |
| | けんすい幕 | 幅１ｍ以内、長さ10m以内<br>ガイドレールがあるものは<br>幅1.5m以内、長さ15m以内 |
| 高さ | 車道 | 地表から下端まで　4.5m以上 |
| | 歩道 | 地表から下端まで　2.5m以上 |
| 個数 | 建物壁面の１面につき３個以内 | |

## ⑬旗及びのぼり

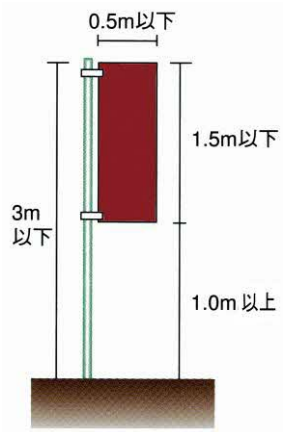


・大きさ　縦 1.5m横 0.5m以内
・高さ　　地表から下端まで　1.0m以上
　　地表から上端まで　3.0m以内

## ⑭消火栓標識

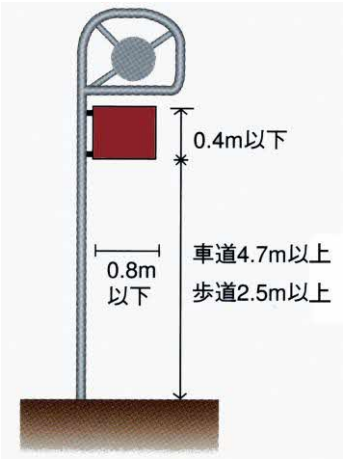


・大きさ　縦 0.4m横 0.8m以内
・高さ
　車道　地表から下端まで 4.7m以上
　歩道　地表から下端まで 2.5m以上

## ⑮バス停留所標識

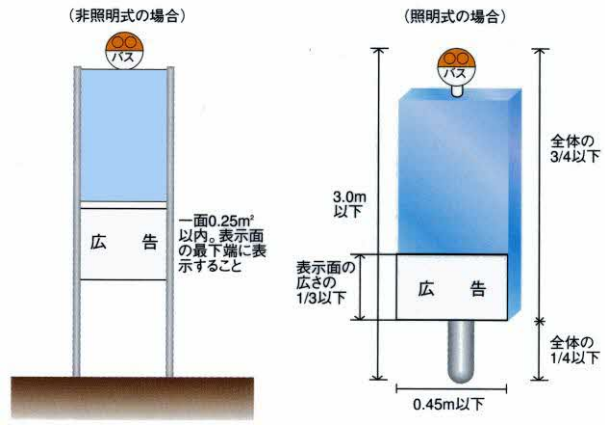


・非照明式
　大きさ
　　１表示面につき 0.25 ㎡以内
　　表示面の最下端部に設けること
・照明式
　大きさ
　　表示面の広さの３分の１以内
　　表示面の最下端部に設けること

## 総量規制

**建築物の屋上広告物・壁面直接表示広告物・壁面突き出し広告物・けんすい幕の総量規制**

**１壁面の面積Ａ／３≧ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ**

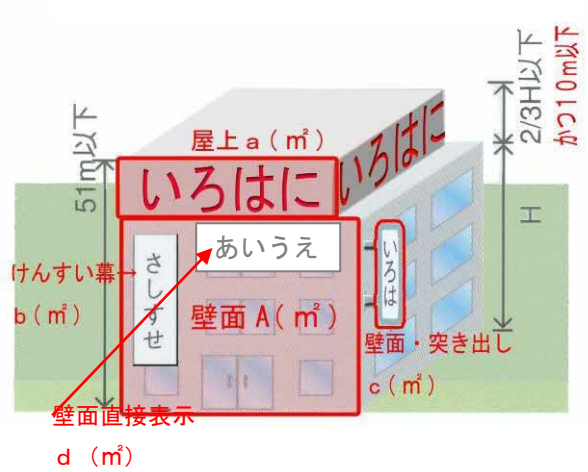


・各面における広告物(屋上広告物・壁面直接表示広告物・突き出し広告物・けんすい幕)の表示面積の合計は、建築物の当該壁面の面積の３分の１以内であること

(注)広告物の各区分の正式名称は、島根県屋外広告物条例施行規則別表第３で確認してください。

## ４．禁止広告物・禁止物件

**禁止物件**　　次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1)　橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
(2)　街路樹
(3)　信号機及び道路標識
(4)　消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
(5)　郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
(6)　銅像、神仏像及び記念碑
(7)　公衆便所
(8)　公用又は公共用の石垣、擁壁及び防音壁
(9)　送電塔、送受信塔及び照明塔
(10)　景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木




**禁止広告物**　　次に掲げる広告物又は掲出物件は、表示し、又は設置してはならない。

(1)　著しく汚染し、たい色し、又は塗料がはがれたもの
(2)　著しく破損し、又は老朽したもの
(3)　倒壊又は落下のおそれがあるもの
(4)　信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるおそれがあるもの
(5)　道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

## ５．適用除外

広告物の性質に応じて適用除外とされているものがあります。

### 条例第２条（禁止地域等）、第３条（禁止物件）、第４条（許可地域等）の適用が除外されるもの

(1)　法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件
(2)　国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件
(3)　公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動のために表示する広告物又はこれの掲出物件
(4)　自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で表示面積の合計が禁止地域、禁止物件では７㎡以下、許可地域では 10 ㎡以下のもの。（管理用広告物）
(5)　公益上必要な施設又は物件に寄贈者の住所、氏名、名称、店名又は屋号を表示する場合

### 条例第２条（禁止地域等）、第４条（許可地域等）の適用が除外されるもの

(1)　自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所若しくは営業所に表示する広告物又はこれの掲出物件で表示面積が禁止地域では7㎡以下、許可地域では10㎡以下のもの（自家用広告物）
(2)　人、動物、車両又は船舶に表示する広告物又はこれの掲出物件
(3)　一時的又は仮設的な広告物又は掲出物件で冠婚葬祭、祭礼、その他競技会等の催しのため表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、表示し、又は設置する期間がその開催の日の1週間前からその開催期間の末日までの期間以内で、許可基準に適合しているもの
(4)　地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

### 条例第２条（禁止地域等）の適用が除外されるもの

道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とした広告物若しくは掲出物件で、知事の許可を受けて表示し、又は設置するもの（特定案内用広告物、特認案内用広告物）

## ６．許可手続（標準）

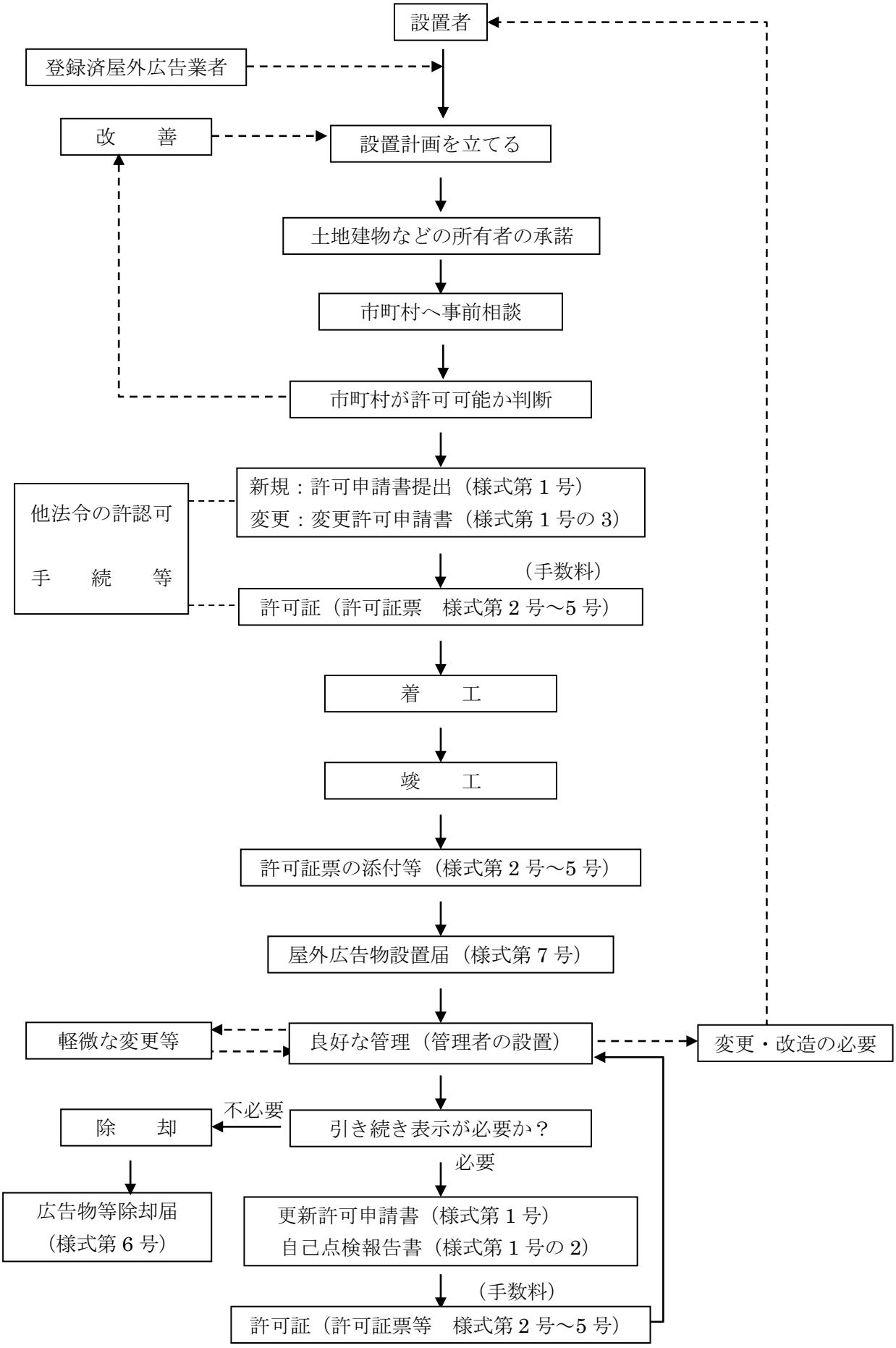
設置者
登録済屋外広告業者
改　善
設置計画を立てる
土地建物などの所有者の承諾
市町村へ事前相談
市町村が許可可能か判断
他法令の許認可
手　続　等
新規：許可申請書提出（様式第１号）
変更：変更許可申請書（様式第１号の３）
（手数料）
許可証（許可証票　様式第２号～５号）
着　工
竣　工
許可証票の添付等（様式第２号～５号）
屋外広告物設置届（様式第７号）
軽微な変更等
良好な管理（管理者の設置）
変更・改造の必要
不必要
除　却
引き続き表示が必要か？
必要
広告物等除却届
（様式第６号）
更新許可申請書（様式第１号）
自己点検報告書（様式第１号の２）
（手数料）
許可証（許可証票等　様式第２号～５号）

# ７．屋外広告業の登録

## 屋外広告業を営むには登録が必要です

島根県では、屋外広告物法に基づき、屋外広告業について登録制とし、必要な要件を島根屋外広告物条例で定めています。島根県内（※）において、屋外広告業を営む場合は、事前に登録を受ける必要があります。

※松江市内で屋外広告業を営む場合、別途松江市への登録が必要です。

## 屋外広告業とは

屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。

屋外広告業を営もうとするときは、知事の登録を受けなければなりません。

## 登録の概要

**登録の手続**

屋外広告業登録申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、島根県都市計画課に申請してください（島根県各県土整備事務所でも受け付けています）。

**業務主任者の選任**

登録に当たっては、次のうちから、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。

・屋外広告士

・都道府県等が行う屋外広告物講習会修了者

・広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者

**登録の有効期間**

５年間有効です。なお、有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営まれる場合は、更新の手続が必要です。

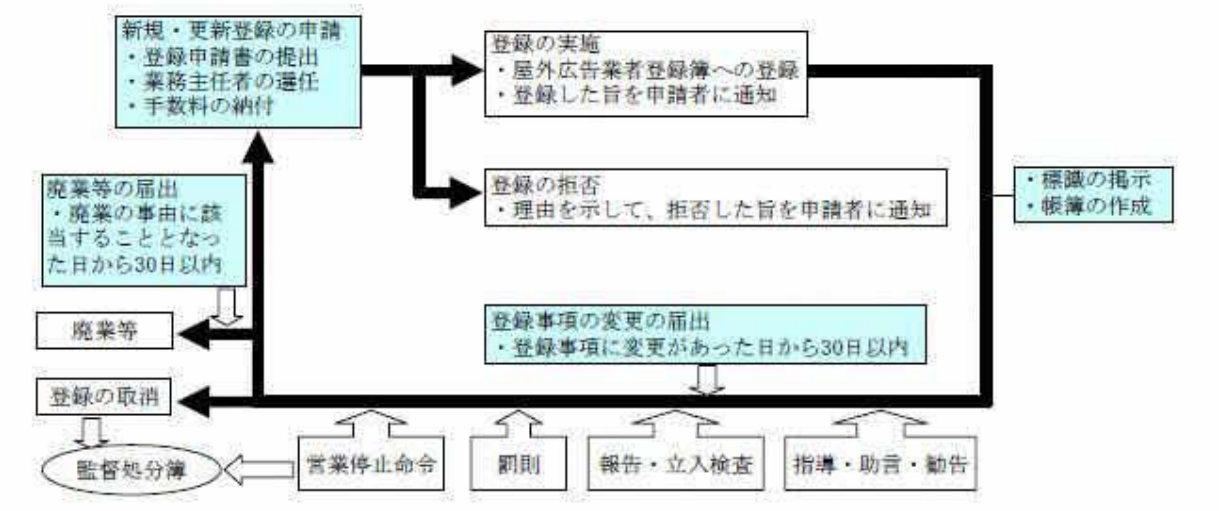

## ８．許可広告物の安全点検が義務化（令和４年４月１日から）

### 安全点検の義務化

許可の期間の更新の許可を受ける際、当該許可の更新の申請をするまでに、広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検することを義務付けます。（更新申請書に規則で定める安全点検報告書を添付。）

### 有資格者による点検

安全点検のうち、広告物等の上端の位置が**地上から４ｍを超えるもの**の広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則に定める者（**有資格者**）にさせることを義務付けます。

【有資格者の資格一覧】
- 屋外広告士
- １級又は２級建築士
- 第１種又は第２種電気工事士
- 第１種、第２種又は第３種電気主任技術者
- （一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者

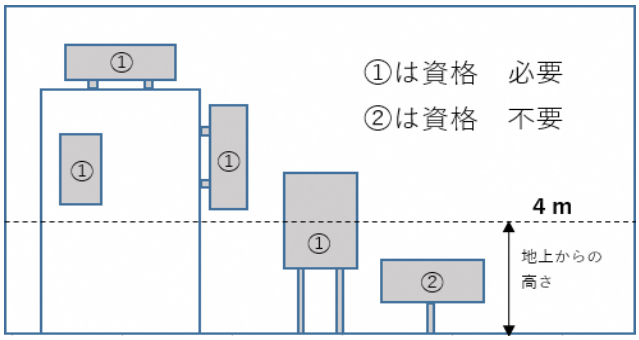


### なぜ点検の義務化が必要なのか？

屋外広告物は常時、雨・風・強い日差しなどの厳しい環境にさらされています。
一見するとキレイに見えても、内部では腐食が始まっているかもしれません。
そのまま放置しておくと屋外広告物が『落ちる』『倒れる』『飛ぶ』ような事故につながり、時には、人身を危険にさらし、取り返しのつかない状況を招く恐れがあります。

島根県においても、広告物の落下等が発生している状況であり
そのような事故が起きないためにも、
安全点検を義務づけることとなりました。



### 屋外広告物のオーナーや管理者には「管理義務」と「除却義務」があります

**管理義務**　広告物の掲出者又は管理者は、広告物の補修等の必要な管理を怠らないようにして、常に良好な状態に保持しなければなりません。

**除却義務**　許可期間が満了したとき、もしくは許可が取り消されたとき、又は掲出の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物等を除却しなければなりません。

令和６年12月

島根県土木部
都市計画課

TEL (0852) 22-6143 FAX (0852) 22-6004
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.pref.shimane.lg.jp/toshikeikaku/